

野田市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

野田市農業委員会会長 齊藤 和夫

野田市農業委員会規程第 1 号

野田市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

野田市農業委員会事務局規程（昭和 38 年野田市農業委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。